

# 一時払終身保険（告知不要型）普通保険約款

（令和6年1月4日制定）

（令和8年5月2日改正）

## 目次

第1章 保険金の支払	
第1条 保険金の支払	81
第2条 死亡保険金の削減支払	81
第2章 責任開始	
第3条 責任開始の時	81
第4条 保険証券	82
第3章 契約の解除	
第5条 重大事由による契約の解除	82
第6条 加入限度額超過による契約の解除	83
第4章 契約の取消しおよび無効	
第7条 詐欺による取消し	83
第8条 不法取得目的による無効	83
第5章 保険契約者または保険金受取人の代表者	
第9条 保険契約者または保険金受取人の代表者	83
第6章 契約関係者の変更	
第10条 住所等の変更	83
第11条 会社への通知による保険金受取人の変更	83
第12条 遺言による保険金受取人の変更	84
第13条 保険金受取人の死亡	84
第7章 契約の変更	
第14条 保険金額の減額変更	84
第8章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第15条 加入年齢の計算	85
第16条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	85
第9章 解約	
第17条 保険契約者による解約	85
第18条 保険金受取人による基本契約の存続	86
第10章 返戻金の支払	
第19条 返戻金の支払	86
第11章 契約者貸付	
第20条 契約者貸付	86
第12章 契約者配当	
第21条 契約者配当金の割当て	87
第22条 契約者配当金の支払	87
第13章 譲渡禁止	
第23条 譲渡禁止	88
第14章 保険金等を支払う際等に貸付金等がある場合の取扱い	
第24条 保険金等を支払う際等に貸付金等がある場合の取扱い	88
第15章 保険金等の請求および支払時期等	
第25条 保険金等の請求および支払時期等	88
第26条 消滅時効の援用	89
第16章 特則	
第27条 一時払保険料を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則	89
第28条 電磁的方法による保険契約の申込み等に関する特則	89
別表 必要書類	90

## 第1章 保険金の支払

### 第1条（保険金の支払）

(1)この基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	①被保険者の死亡が基本契約の契約日 <sup>[1]</sup> からその日を含めて5年以内のとき 一時払保険料額 <sup>[2]</sup> と基本契約の積立金 <sup>[3]</sup> の額のいずれか大きい額 ②被保険者の死亡が基本契約の契約日 <sup>[1]</sup> からその日を含めて5年を経過した後であるとき 基準保険金額 <sup>[4]</sup>	死亡保険金受取人

(2)被保険者が次のいずれかの事由により死亡した場合には、死亡保険金を支払いません。

- ①基本契約の責任開始の日<sup>[5]</sup>からその日を含めて3年以内の自殺
- ②保険契約者または特定された死亡保険金受取人<sup>[6]</sup>の故意

(3)死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、会社は、死亡保険金のうち、その死亡保険金受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の積立金<sup>[3]</sup>を保険契約者に支払います。

#### 備考（第1条）

- [1]「契約日」とは、第3条（責任開始の時）(2)の契約日をいいます。
- [2]この基本契約を締結した際の基準保険金額が変更されている場合には、変更後の基準保険金額に応じた額とします。
- [3]「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [4]「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [5]「責任開始の日」とは、第3条（責任開始の時）の責任開始の時を含む日をいいます。
- [6]「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第11条（会社への通知による保険金受取人の変更）または第12条（遺言による保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。

### 第2条（死亡保険金の削減支払）

被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、積立金<sup>[1]</sup>の額を下回ることはありません。

#### 備考（第2条）

- [1]「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

## 第2章 責任開始

### 第3条（責任開始の時）

(1)会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

申込みの承諾と保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
①会社が、基本契約の申込みを承諾した後に一時払保険料を受け取った場合	一時払保険料を受け取った時 <sup>[1]</sup>
②会社が、一時払保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合	一時払保険料相当額を受け取った時 <sup>[1]</sup>

(2)本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とします。

(3)会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券を保険契約者に交付します。

(4)基本契約は、会社が本条(3)の保険証券を発した時に成立するものとします。

#### 備考（第3条）

[1] 一時払保険料または一時払保険料相当額の払込予定日が金融機関の非営業日であることにより払込予定日に払込みができなかったと会社が認めるときであって、翌営業日までに払込みがあったものは、払込予定日に会社が一時払保険料または一時払保険料相当額を受け取ったものとみなして取り扱います。

### 第4条（保険証券）

保険証券には、次の事項を記載します。

- ① 会社名
- ② 保険契約者の氏名
- ③ 被保険者の氏名
- ④ 保険金受取人の氏名または名称
- ⑤ 支払事由
- ⑥ 保険期間
- ⑦ 保険金の額
- ⑧ 保険料およびその払込方法
- ⑨ 契約日
- ⑩ 保険証券を作成した年月日

## 第3章 契約の解除

### 第5条（重大事由による契約の解除）

(1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者<sup>[1]</sup>または保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致<sup>[2]</sup>をした場合
- ② この基本契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為<sup>[3]</sup>があった場合
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
  - ア. 反社会的勢力<sup>[4]</sup>に該当すると認められること
  - イ. 反社会的勢力<sup>[4]</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ウ. 反社会的勢力<sup>[4]</sup>を不当に利用していると認められること
  - エ. 保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力<sup>[4]</sup>がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - オ. その他反社会的勢力<sup>[4]</sup>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④ この基本契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない①②③の事由と同等の重大な事由がある場合

(2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、保険金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由について、会社は、その保険金<sup>[5]</sup>を支払いません。また、すでにその保険金<sup>[5]</sup>の支払をしたときは、その返還を請求することができます。

(3) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、被保険者、保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

(5) 第19条（返戻金の支払）にかかわらず、本条(1)③により基本契約を解除した場合で、保険金の一部の保険金受取人に対して本条(2)を適用し保険金を支払わないときは、基本契約のうち支払われない保険金に対する部分については第19条（返戻金の支払）を適用し、その部分に対する返戻金を保険契約者に支払います。

#### 備考（第5条）

[1] 被保険者が故意に死亡し、または死亡しようとした場合は、重大事由に含みません。

[2] 「事故招致」には、未遂を含みます。

[3] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。

[4] 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

[5] 本条(1)③のみに該当した場合で、本条(1)③ア. からオ. までに該当したのが保険金受取人のみであり、その保険金受取人が保険金の一部の保険金受取人であるときは、保険金のうち、その保険金受取人に支払われるべき保険金をいいます。

## 第6条（加入限度額超過による契約の解除）

- (1) 会社は、基本契約の保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超える場合<sup>[2]</sup>には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条 (1) による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条 (2) の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条 (1) による基本契約の解除は、被保険者、保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

### 備考（第6条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超える場合」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

## 第4章 契約の取消しおよび無効

### 第7条（詐欺による取消し）

保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺により基本契約の締結が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

### 第8条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結を行ったときは、その基本契約は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

## 第5章 保険契約者または保険金受取人の代表者

### 第9条（保険契約者または保険金受取人の代表者）

- (1) 基本契約について保険契約者または保険金受取人が2人以上いるときは、各代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。
- (2) 保険契約者または保険金受取人が本条 (1) の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (3) 本条 (1) の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、その基本契約について保険契約者または保険金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人に対しても、その効力を有します。
- (4) 基本契約について保険契約者が2人以上いるときは、貸付金その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

### 備考（第9条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第6章 契約関係者の変更

### 第10条（住所等の変更）

- (1) 保険契約者または被保険者が住所または氏名を変更したときは、会社<sup>[1]</sup>に届け出てください。
- (2) 本条 (1) の住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

### 備考（第10条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

### 第11条（会社への通知による保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社<sup>[1]</sup>に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、保険金受取人を変更することができません。
- (2) 保険契約者が本条 (1) の通知をしようとするときは、必要書類（別表）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。

(3)本条(1)の通知が会社<sup>[1]</sup>に到達した場合には、保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社<sup>[1]</sup>に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

**備考（第11条）**

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

**第12条（遺言による保険金受取人の変更）**

(1)第11条（会社への通知による保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。

(2)本条(1)の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

(3)本条(1)(2)による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社<sup>[1]</sup>に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

(4)保険契約者の相続人が本条(3)の通知をしようとするときは、必要書類（別表）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。

**備考（第12条）**

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

**第13条（保険金受取人の死亡）**

(1)保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、新たな保険金受取人は次のとおりとします。<sup>[1]</sup>

保険金	保険金受取人
死亡保険金	被保険者の遺族

(2)本条(1)の遺族は、次のとおりとします。

順位	被保険者の遺族
①	被保険者の配偶者 <sup>[2]</sup>
②	被保険者の子
③	被保険者の父母
④	被保険者の孫
⑤	被保険者の祖父母
⑥	被保険者の兄弟姉妹
⑦	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた者
⑧	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた者

(3)胎児である子または孫は、本条(2)の適用については、すでに生まれたものとみなします。

(4)本条(3)は、胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には適用しません。

(5)本条(2)の遺族が2人以上いるときは、本条(2)の順位が先の者を本条(1)の保険金受取人とします。

(6)遺族であって故意に被保険者、本条(2)の順位が先の者または同じ者を死亡させた者は、本条(1)の保険金受取人となることができません。

(7)本条(1)の死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(8)本条(7)により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条(7)により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

(9)本条(5)(7)(8)により保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

**備考（第13条）**

[1] 保険契約申込書に保険金受取人の記載がなく特定されていないときも、本条(1)の者を保険金受取人とします。

[2]「配偶者」には、法律上の婚姻関係がなくとも事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

**第7章 契約の変更**

**第14条（保険金額の減額変更）**

(1)保険契約者は、保険金額を減額するための変更を請求することができます。

(2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。

- ① 減額後の基準保険金額<sup>[1]</sup>が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
- ② 減額後の基準保険金額<sup>[1]</sup>が10万円の倍数でないとき

(3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表）を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。

(4) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じます。

(5) 本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

#### 備考（第14条）

[1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

[2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[3] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

## 第8章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

### 第15条（加入年齢の計算）

(1) 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、満年齢により計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。

(2) 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>に、本条(1)の年齢に毎年1歳ずつを加えて計算します。

#### 備考（第15条）

[1] 「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当日の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

### 第16条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、会社は、その基本契約を取り消すことができるものとし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいて基本契約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額<sup>[1]</sup>を上限として保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

#### 備考（第16条）

[1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険金額をいいます。

## 第9章 解約

### 第17条（保険契約者による解約）

(1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。

(2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。

(3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に解約の通知があったときはその時に効力を生じます。

(4) 本条(3)により解約の効力が生じる前に保険金の支払事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

#### 備考（第17条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[2] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

## 第 18 条（保険金受取人による基本契約の存続）

- (1)債権者等<sup>[1]</sup>による基本契約の解約は、解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2)本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等<sup>[1]</sup>に支払うべき金額を債権者等<sup>[1]</sup>に支払い、かつ会社<sup>[2]</sup>にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - ② 保険契約者でないこと
- (3)保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表）を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。
- (4)本条(1)の解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した日以後、その解約の効力が生じたは本条(2)により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条(2)の金額を債権者等<sup>[1]</sup>に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等<sup>[1]</sup>に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

### 備考（第 18 条）

- [1]「債権者等」とは、保険契約者以外の者で基本契約の解約をすることができる者をいいます。  
 [2]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第 10 章 返戻金の支払

### 第 19 条（返戻金の支払）

- (1)次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
- ① 基本契約の解除
  - ② 第 17 条（保険契約者による解約）の解約の通知
  - ③ 保険金額の減額変更の請求
  - ④ 死亡保険金の免責事由<sup>[1]</sup>の該当
- (2)本条(1)の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。ただし、本条(1)④の場合において、次のいずれかであるときは、積立金<sup>[2]</sup>の額とします。
- ① 基本契約の責任開始の日<sup>[3]</sup>からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
  - ② 特定された死亡保険金受取人<sup>[4]</sup>が故意に被保険者を死亡させたとき<sup>[5]</sup>

### 備考（第 19 条）

- [1]「免責事由」とは、第 1 条（保険金の支払）(2)の事由をいいます。  
 [2]「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。  
 [3]「責任開始の日」とは、第 3 条（責任開始の時）の責任開始の時を含む日をいいます。  
 [4]「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第 11 条（会社への通知による保険金受取人の変更）または第 12 条（遺言による保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。  
 [5] 故意に被保険者を死亡させた死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、本条(1)により保険契約者に支払う返戻金の額は、その死亡保険金受取人に支払われるべき金額に相当する部分の積立金の額とします。

## 第 11 章 契約者貸付

### 第 20 条（契約者貸付）

- (1)保険契約者は、解約返戻金額<sup>[1]</sup>のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内で、貸付けを受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付けを受けることはできません。
- (2)保険契約者が本条(1)の貸付けを受けようとするときは、必要書類（別表）を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。
- (3)貸付金の利息は、会社の定める利率で計算し、貸付けを受けた日の翌日から弁済の日まで発生します。
- (4)保険契約者は、貸付期間<sup>[3]</sup>内に、会社の定める方法により、利息とともに貸付金を弁済してください。ただし、貸付期間<sup>[3]</sup>の満了前に、次のいずれかの事由が生じたときは、その貸付けは弁済期限が到来したものとします。
- ① 基本契約の消滅
  - ② 保険金額の減額変更（貸付金の元利金のうち、基準保険金額<sup>[4]</sup>の減額割合に応じた部分について弁済期限が到来したものとする。）
- (5)保険契約者が貸付期間<sup>[3]</sup>経過後に貸付金を弁済するときは、その貸付期間<sup>[3]</sup>の満了の日の翌日から貸付金を弁済する日までの期間について、会社の定める利率<sup>[5]</sup>を適用します。

- (6) 保険契約者が貸付金を弁済しないで貸付期間満了後1年の期間<sup>[6]</sup>を経過したときは、会社の定める計算方法により、貸付金の弁済に代えて、貸付金の元利金を積立金<sup>[7]</sup>から差し引き、基準保険金額<sup>[4]</sup>を減額します。
- (7) 本条(6)により基準保険金額<sup>[4]</sup>を減額した場合、会社は保険契約者にその旨を通知します。
- (8) 保険契約者が貸付金を弁済しないで更に貸付けを請求する場合においては、前貸付金は、新たな貸付けを請求したときに弁済があったものとして、新たな貸付金額から前貸付金額を差し引きます。<sup>[8]</sup>この場合において、貸付金を支払った場合で貸付けの請求の日と支払を受けた日が異なる日であるときは、その支払を受けた金額に対するその貸付けの請求の日から支払を受けた日までの期間に対する利息は支払う必要がありません。

#### 備考（第20条）

- [1] 「解約返戻金額」とは、基本契約を解約した場合にその基本契約の経過した年月数により算出した第19条（返戻金の支払）(2)本文に定める返戻金の額をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「貸付期間」は、貸付けを受けた日の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間とします。
- [4] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [5] 貸付期間内に貸付金を弁済しなかったことに対し、貸付期間内の利率に一定の利率を加えた利率を適用することがあります。
- [6] 「貸付期間満了後1年の期間」とは、貸付期間の満了の日の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間とします。
- [7] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [8] 保険契約者が新たな貸付金の一部をもって前貸付金に対する利息の弁済に充てるときは、利息を提出する必要はありません。

## 第12章 契約者配当

### 第21条（契約者配当金の割当て）

- (1) 会社は、会社の定める計算方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、会社の定める計算方法により、その事業年度末に効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。
- (2) 本条(1)のほか、基本契約の契約日からその日を含めて会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定める計算方法により、契約者配当準備金の中から、契約者配当金を割り当てることがあります。

### 第22条（契約者配当金の支払）

- (1) 第21条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>に効力を有する基本契約<sup>[2]</sup>に限り、その年ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。
- (2) 第21条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金のうち、本条(1)に該当しなかった契約者配当金は、契約者配当準備金に繰り入れます。
- (3) 次のいずれかの事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金<sup>[3]</sup>を支払います。ただし、①の場合に死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人に支払います。
- ① 被保険者の死亡
  - ② 基本契約の解除
  - ③ 第17条（保険契約者による解約）の解約の通知
  - ④ 保険金額の減額変更の請求
  - ⑤ 保険契約者による契約者配当金の支払請求
- (4) 本条(3)④の事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、基準保険金額<sup>[4]</sup>のうち減額した基準保険金額<sup>[4]</sup>の割合によって計算します。
- (5) 第21条（契約者配当金の割当て）(2)により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により計算して支払います。

#### 備考（第22条）

- [1] 「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。
- [2] 次の基本契約を除きます。
- (1) 年ごとの契約応当日に基本契約の解除または第17条（保険契約者による解約）の解約の通知があった基本契約
  - (2) 年ごとの契約応当日に保険金額の減額をするための変更の請求のあった基本契約のうち減額部分
- [3] 本条(3)の「契約者配当金」には、本条(3)の事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。
- [4] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

## 第13章 譲渡禁止

### 第23条（譲渡禁止）

保険契約者または保険金受取人は、保険金、返戻金または契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

## 第14章 保険金等を支払う際等に貸付金等がある場合の取扱い

### 第24条（保険金等を支払う際等に貸付金等がある場合の取扱い）

保険金等<sup>[1]</sup>を支払う場合において、その基本契約に関し貸付金等<sup>[2]</sup>があるときは、その支払金額から差し引きます。

#### 備考（第24条）

[1]「保険金等」とは、次のものをいいます。

- (1) 死亡保険金
- (2) 返戻金
- (3) 契約者配当金（第22条（契約者配当金の支払）(3)⑤の契約者配当金の支払請求によるものを除きます。）

[2]「貸付金等」とは、次のものをいいます。

- (1) すでに弁済期限が到来している貸付金
- (2) 次により会社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。）
  - ① 第14条（保険金額の減額変更）(5)
  - ② 第17条（保険契約者による解約）(4)
- (3) その他会社が弁済を受けるべき金額

## 第15章 保険金等の請求および支払時期等

### 第25条（保険金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者または保険金受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社<sup>[1]</sup>に通知してください。
- (2) 保険契約者または保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表）を会社<sup>[1]</sup>に提出して保険金等<sup>[2]</sup>を請求してください。
- (3) 保険金等<sup>[2]</sup>は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社<sup>[1]</sup>で支払います。
- (4) 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までには会社<sup>[1]</sup>に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認<sup>[3]</sup>を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
① 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
② 保険金の免責事由 <sup>[4]</sup> に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②に定める事項、第5条（重大事由による契約の解除）(1)③アからオ、までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の基本契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- (5) 本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

- ① 本条(4)②③に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- ② 本条(4)①②③に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- ③ 本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

(6)本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき<sup>[5]</sup>は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等<sup>[2]</sup>は支払いません。

(7)会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

#### 備考（第25条）

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[2]「保険金等」とは、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。

[3]「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。

[4]「免責事由」とは、第1条（保険金の支払）(2)の事由をいいます。

[5]会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

### 第26条（消滅時効の援用）

保険金等<sup>[1]</sup>の支払を請求する権利を行使することができる時から3年間行使しないことにより消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

#### 備考（第26条）

[1]「保険金等」とは、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。

## 第16章 特則

### 第27条（一時払保険料を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則）

(1)一時払保険料<sup>[1]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第3条（責任開始の時）の一時払保険料<sup>[1]</sup>を受け取った時とします。

①保険契約者が会社の定める決済方法の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、一時払保険料<sup>[1]</sup>の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時

②保険契約者が一時払保険料<sup>[1]</sup>を払い込んだ際に、その受領書等が作成された時

(2)本条(1)にかかわらず、会社の定める決済方法により一時払保険料<sup>[1]</sup>を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、一時払保険料<sup>[1]</sup>の払込みはなかったものとします。

①会社が決済事業者<sup>[2]</sup>から一時払保険料<sup>[1]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと

②決済事業者<sup>[2]</sup>がその利用者<sup>[3]</sup>から一時払保険料<sup>[1]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと

(3)会社は、本条(1)により払い込まれた一時払保険料<sup>[1]</sup>については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

#### 備考（第27条）

[1]「一時払保険料」には、一時払保険料相当額を含みます。

[2]会社の指定した決済事業者とします。

[3]会社の指定した決済方法により、一時払保険料を払い込む利用者としてします。

### 第28条（電磁的方法による保険契約の申込み等に関する特則）

(1)会社は、保険契約者または被保険者が、会社所定の書面に代えて会社所定の電磁的方法<sup>[1]</sup>により、基本契約の申込みをすることを認めることがあります。

(2)本条(1)の規定は、基本契約の締結の際に特約を付加する場合において、保険契約者または被保険者が、その特約の申込みまたは告知をする場合について準用します。

#### 備考（第28条）

[1]「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。

## 別表 必要書類

(1) 保険金の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

### ① 保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払 (第1条関係)	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 死亡保険金受取人の戸籍抄本 5 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

### ② その他

項目	提出する者	必要書類
保険契約者の代表者の指定または変更 (第9条関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険金受取人の代表者の指定または変更 (第9条関係)	保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 その保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
会社への通知による保険金受取人の変更 (第11条関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
遺言による保険金受取人の変更 (第12条関係)	保険契約者の相続人	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の戸籍抄本 3 保険契約者の遺言書 4 保険証券
保険金額の減額変更 (第14条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による解約 (第17条関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険金受取人による基本契約の存続 (第18条関係)	保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
返戻金の支払 (第19条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約者貸付 (第20条関係)	保険契約者	1 会社所定の申込書または請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約者配当金の支払 (第22条関係)	保険契約者または死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証（第22条（契約者配当金の支払）(3)⑤の契約者配当金の支払請求をする場合に限り。） 3 保険契約者または死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

(2) 会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3)会社は、(1)(2)の書類の提出について、書面に代えて会社所定の電磁的方法<sup>[1]</sup>により提出することを認めることがあります。

#### 備考(別表)

[1]「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。